第５９号議案

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法

上記の議案を提出する。

平成２５年(2013年)６月６日

提出者　町田市長　石　阪　丈　一

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律(昭和３７年法律第１１９号)第３条第１項の規定に基づき、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定める。

なお、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

住居表示を実施すべき市街地の区域図　別図

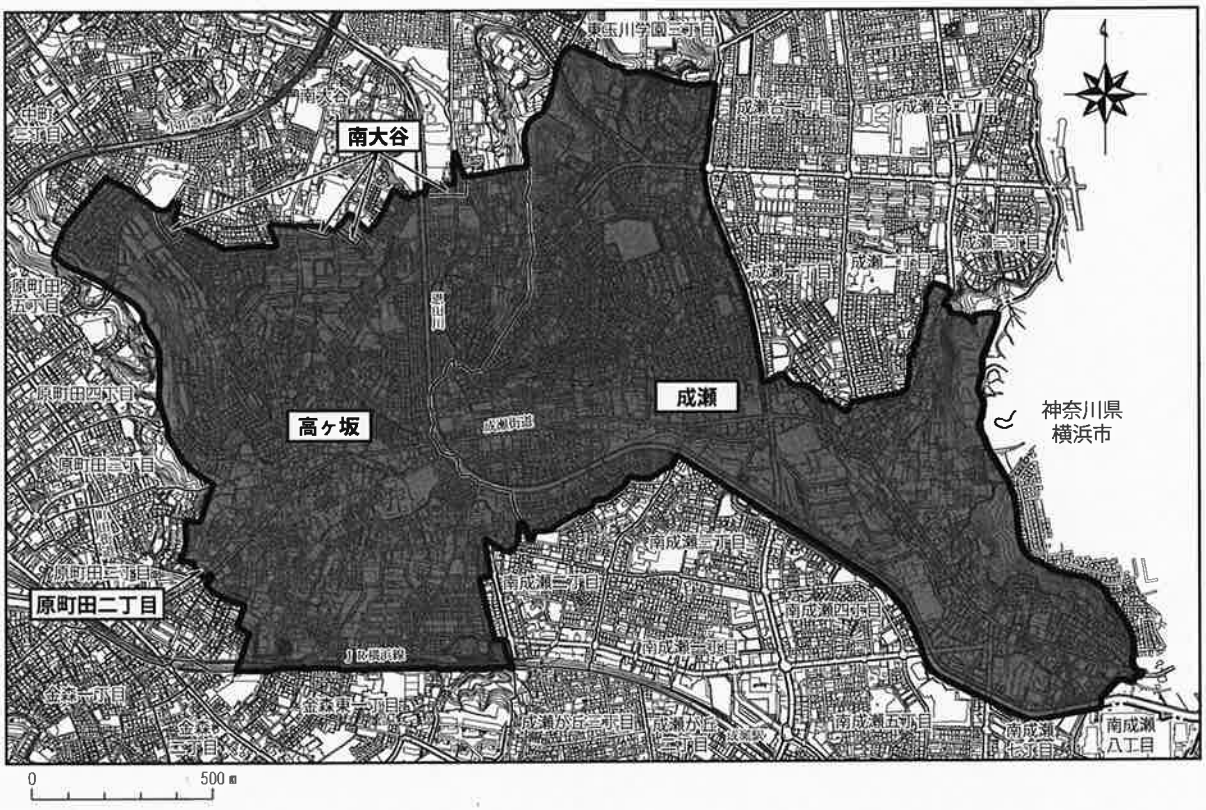

凡　例	
	住居表示を実施する市街地の区域
	現　町　界
	都　県　界